

## 高槻市学校教育審議会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、高槻市学校教育審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第6条第1項の規定に該当する個人情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、何人も、傍聴要領に定めるところにより許可を得て、傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手續その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報誌、ホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに法務ガバナンス室に送付し、閲覧等

に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 会議録は、速やかに作成する。

2 公開した会議の会議録は、法務ガバナンス室等で閲覧等に供するものとする。

3 審議の概要や答申等は、ホームページを活用し、公表に努めるものとする。

(庶務)

第10条 会議の公開に関する庶務は、教育政策課において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。